

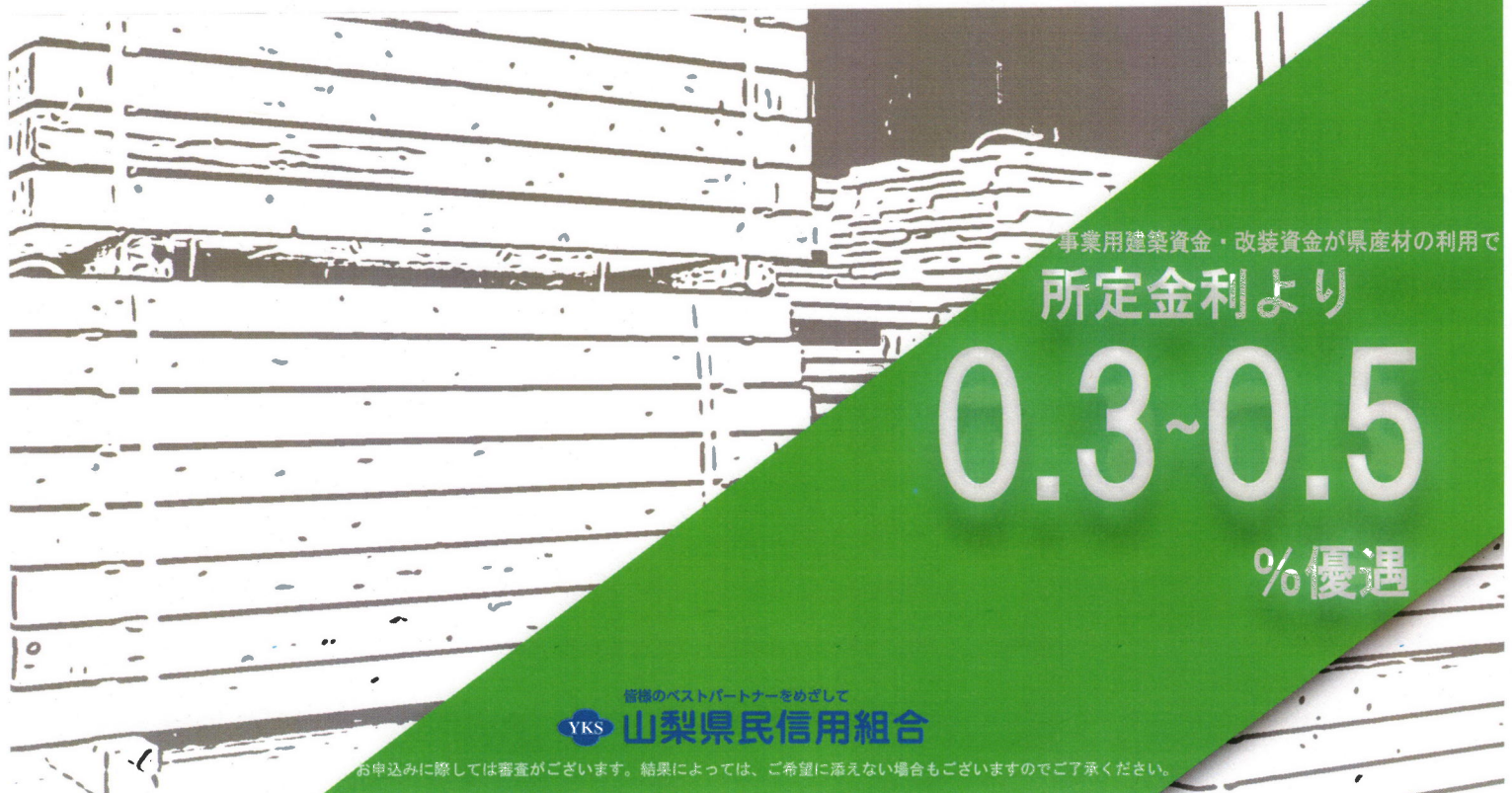
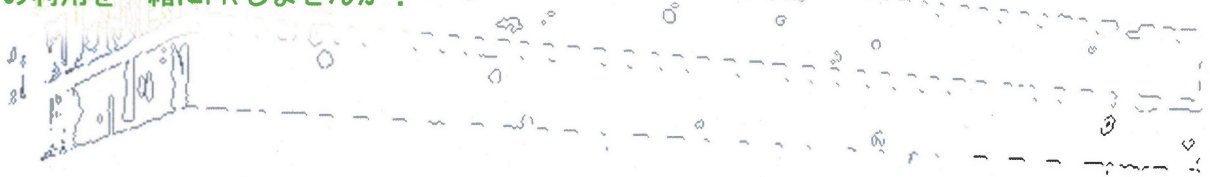


-WOOD CHANGE LOAN-

# 山梨県産木造木質化資金

中小企業者の皆さま、山梨県産材で事業所を建築しませんか？

山梨県は、77.8%が森林となっており全国でも第3位の森林率となっています。山梨県は、この豊かな森林資源と自然環境により農業・食文化・観光など多くの産業と文化を生んできました。山梨県民信用組合では、こうした産業・文化を守る事、“けんみん”の皆さまの健康な住環境を守る事、そしてカーボンニュートラルを目指す活動として「山梨県産木材の利用」を推進したいと考えております。皆さまも、山梨県産木材の利用を一緒にPRしませんか？



事業用建築資金・改装資金が県産材の利用で

所定金利より

0.3~0.5

%優遇

皆様とのベストパートナーをめざして

YKS 山梨県民信用組合

お申込みに際しては審査がございます。結果によっては、ご希望に添えない場合もございますのでご了承ください。

## 「山梨県産木造木質化資金」

(令和3年12月8日現在)

1	商品名	「山梨県産木造木質化資金」
2	対象者	当組合営業区域内で事業を営む中小企業者及び創業予定者
3	資金使途	山梨県産材を一定以上使用する事業用建物の建設・改装資金等
4	融資金額	建築等に必要な金額を上限とする
5	融資形態	証書貸付
6	融資期間	原則、法定耐用年数以内とする
7	融資利率	当組合所定金利より使用状況に応じ金利優遇。 ① 県産材使用量 0.5 m <sup>3</sup> 以上 5 m <sup>3</sup> 未満の場合 ア、県産材割合 50%以上 所定金利より 0.5%優遇 イ、県産材割合 30%以上 50%未満 // 0.3%優遇 ② 県産材使用量 5 m <sup>3</sup> 以上の場合 県産材割合に関わらず、所定金利より 0.5%優遇
8	返済方法	(1) 元利均等毎月返済、利息徴求方法(毎月後取) (2) 元金均等毎月返済、利息徴求方法(毎月後取)
9	担保	新築の場合原則不動産とし、改装等の場合必要に応じて徴求
10	保証人	法人 原則代表者1名 個人 原則不要
11	必要書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本人確認書類(運転免許証、パスポート、健康保険証 等)</li> <li>・許認可証</li> <li>・確定申告書又は決算書 創業予定者の場合、創業計画書</li> <li>・商業登記簿謄本、定款(法人の場合)</li> <li>・見積書</li> <li>・県産材・合法木材管理表(写)、山梨県産木材利用に関する告知書</li> <li>・担保物件の確認資料(不動産登記簿謄本・固定資産評価証明書等)</li> <li>・納税証明書 個人:住民税・固定資産税 法人:県税に未納がないことの証明書</li> </ul> <p style="text-align: right;">等</p>
12	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・優遇金利の適用については県産材を利用した建物であることのPRが条件となります。</li> </ul> <p>例) 建設中にのぼり等でPR HPやSNSで県産材利用をPR 県産材を利用した建物であることを掲示物等で明示</p>